

浄化槽の維持管理には 保守点検、清掃、 定期検査があります。

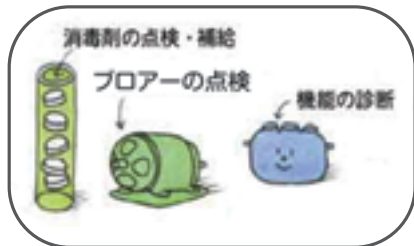
浄化槽の適正な維持管理 について

～美しい川や海を守るために～

本庁保健福祉課 (保健衛生係)
電話0994-22-3044
支所住民生活課 (保健衛生係)
電話0994-25-2511

保守点検

○浄化槽が正常に機能するように、機器の調整や消毒薬の補充を行います。



*浄化槽の保守点検は知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

清 掃

○浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取ります。



*浄化槽の清掃は市町村長の許可を受けた清掃業者に委託してください。

定期検査

○保守点検や清掃が適正に実施されているかを確認します



| 検査料金 | 5人槽～10人槽 |
|---------|----------|
| 単独処理浄化槽 | 4,000円 |
| 合併処理浄化槽 | 6,000円 |

*単独処理浄化槽：トイレ排水のみを処理する施設です。
*合併処理浄化槽：トイレ排水の他、台所、風呂、洗濯などの雑排水を処理する施設です。

- 浄化槽の定期検査は、保守点検や清掃とは別に受ける必要があります。
- 浄化槽の定期検査は、浄化槽管理者が受けることとなっております。(浄化槽法)
- 浄化槽の定期検査は、(財)鹿児島県環境検査センターが行います。(連絡先：099-223-3185)
- 浄化槽の定期検査は、平成17年度から家庭用の浄化槽についても実施しています。
- 浄化槽の定期検査は、事前に(財)鹿児島県環境検査センターから葉書により実施日等の通知があります。

インフルエンザ 予防対策

本庁保健福祉課 (保健衛生係)
電話0994-22-3044
支所住民生活課 (保健衛生係)
電話0994-25-2511

近年のインフルエンザは、12月から患者数が増え始め、2月でピークになります。4月には収束する傾向にあります。インフルエンザは、風邪に比べ短期的に膨大な人を巻き込み、爆発的に流行します。

インフルエンザ予防には、日頃からウイルスに負けない身体作りが必要です。

- ①手洗いとうがいをする。(ウイルスを体の中に入れない)
- ②十分な栄養と休養をとる。(抵抗力をつける)
- ③インフルエンザ予防接種を受ける。(免疫力をつける)

今回はその中でも最も効果的

な予防法(予防接種)について紹介します。

錦江町では、町民を対象にインフルエンザ予防接種を錦江町及び南大隅町の医療機関で受けた場合に、1,000円の助成を行っております。(接種費用との差額及び2回目の方は自己負担となります。)

インフルエンザ予防接種を受けてから効果が現れるまで約3～4週間かかりますので、流行前に免疫をつけておきましょう。

●助成期間
平成18年10月2日(月)～平成19年1月31日(水)

●接種時に必要なもの
健康保険証、健康手帳もしくは母子手帳、接種料金(接種料金は各医療機関で異なります。)*問診票は各医療機関の窓口においてあります。予防接種を希望される方は直接各医療機関に予約してください。

また、接種可能な年齢が医療機関によって違いますので、予約時に確認してください。

予防接種を受けたからと安心するのではなく、日頃からインフルエンザに負けない身体作り(栄養・休養)を心がけることが大切です。